

京都市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年3月31日京都市条例第97号）

（行財政局税務部税制課）

地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

1 固定資産税及び都市計画税

(1) 平成27年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る同年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の負担について、次のとおり調整措置を講じることとします。

ア 宅地等（農地以外の土地をいいます。以下同じ。）に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該宅地等に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、当該宅地等の当該年度の価格（住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける宅地等については当該特例措置の適用後の額）に100分の5を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額（以下「宅地等調整税額」といいます。）を超える場合には、当該宅地等調整税額とします。ただし、宅地等のうち商業地等に係る宅地等調整税額は、当該宅地等調整税額が、当該商業地等の当該年度の価格に10分の6を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には当該税額とし、当該宅地等の当該年度の価格に10分の2を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には当該税額とします。

（附則第9条及び第14条関係）

イ アにかかわらず、商業地等のうち負担水準（前年度課税標準額の当該年度の価格（住宅用地又は市街化区域農地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける土地については当該特例措置の適用後の額。以下同じ。）に対する割合をいいます。以下同じ。）が0.6以上0.7以下の土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、前年度の税額とします。（附則第9条及び第14条関係）

ウ アにかかわらず、商業地等のうち負担水準が0.7を超える土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該年度の価格に10分の7を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額とします。（附則第9条及び第14条関係）

エ 農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該農地に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とします。（附則第10条及び第15条関係）

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

オ 市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該市街化区域農地に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、当該年度の価格に100分の5を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額（以下「市街化区域農地調整税額」といいます。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整税額とします。ただし、市街化区域農地調整税額は、当該市街化区域農地調整税額が、当該市街化区域農地の当該年度の価格に10分の2を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には、当該税額とします。

（附則第12条の2及び第16条の2関係）

- (2) 宅地等で当該年度における用途が前年度の用途と異なるものについて平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の負担の調整措置を適用する場合には、税額計算の基礎となる当該各年度の前年度の課税標準額の算定方式は、当該宅地等の用途変更後の用途に係る本市の平均の負担割合を使用する方式によらず、当該宅地等が、当該各年度の前年度における賦課期日においても、当該各年度における賦課期日における用途と同じ用途に供された宅地等であったものとみなして算定する方式によることとします。（附則第9条の2及び第14条の2関係）

## 2 軽自動車税

平成27年度分の軽自動車税から適用することとされている原動機付自転車、軽自動車（農耕作業用のもの、2輪のもの等に限ります。）、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車に係る税率について、平成28年度分の軽自動車税から適用することとします。（京都市市税条例の一部を改正する条例（平成26年6月19日条例第15号）附則第1条及び第3条関係）

## 3 その他

- (1) その他必要な規定の整備を行うこととします。
- (2) 上記1の改正は平成27年4月1日から、上記2の改正は公布の日から施行することとします。

京都市市税条例等の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 97 号

京都市市税条例等の一部を改正する条例  
(京都市市税条例の一部改正)

第1条 京都市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第7条第1項第3号中「第38項」を「第40項」に改め、同項第4号中「附則第15条第34項」を「附則第15条第36項」に、「第37項」を「第39項」に改める。

附則第9条の前の見出し及び同条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第9条の2中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条第1項」に、「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第10条（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第12条の2、附則第14条の前の見出し及び同条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第14条の2中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条第1項」に、「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第15条（見出しを含む。）及び附則第16条の2中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第17条の3第1項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

(京都市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 京都市市税条例の一部を改正する条例（平成26年6月19日京都市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「第70条」を「第70条第2号ウ（イ）及び（ウ）」に改め、同条第4号中「第10条」の右に「、第70条（同条第2号ウ（イ）及び（ウ）に係る部分を除く。）」を、「第3条第2項」の右に「及び第3項」を加える。

附則第3条第1項中「第70条」を「第70条第2号ウ（イ）及び（ウ）」に改め、「平成27年度分」の右に「（小型特殊自動車にあつては、平成28年度分）」を、「平成26年度分」の右に「（小型特殊自動車にあつては、平成27年度分）」を加え、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 改正後の条例第70条（第2号ウ（イ）及び（ウ）を除く。）の規定は、平成28年度分の軽自動車税から適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

#### 附 則

##### （施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

##### （固定資産税及び都市計画税に関する規定の適用区分）

第2条 第1条の規定による改正後の京都市市税条例の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、平成27年度分の固定資産税及び都市計画税から適用し、平成26年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

（行財政局税務部税制課）